令和８年６月１日

令和８年１０月１日採用
斑鳩町職員採用試験案内
（追加募集）

受付方法　　インターネットによる受付

受付期間　　令和８年６月１日（月）から
　　　　　　令和８年６月２２日（月）まで

問合せ先　　斑鳩町職員採用試験委員会（斑鳩町役場総務課内）
〒６３６－０１９８
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目７番１２号
TEL　０７４５－７４－１００１（内線２７１・２７５）

斑鳩町は 人にやさしい 地球にやさしい 環境づくりをめざしています。

試験当日は、公共交通機関または自転車・徒歩でご来場ください。

１　採用予定人員・受験資格等

本町へ通勤が可能で、次の資格要件を満たす人

職種	採用予定人員	受験資格等	
		年齢要件	学歴等
介護支援専門員	１人	昭和５０年４月２日以降に生まれた人	介護支援専門員資格を有する人または令和８年9月３０日までに資格取得見込みの人

※地方公務員法第１６条に該当する人は受験できません。

２　職務内容

職種	職務内容
介護支援専門員	地域包括支援センターにおける業務（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、ケアプラン作成業務等）および一般行政事務

３　試験日時・会場・内容等

	日程・会場	試験内容	合否の通知
一次試験	令和８年6月1日（月） ～6月２２日（月） ※郵送等によりエントリーシートを提出（期間内必着）	・書類選考 （エントリーシート方式）	６月下旬 （予定）
二次試験	令和８年7月5日（日） 斑鳩町役場 ※試験時間等は、一次試験の合格者に別途通知します。	・適性検査 ・口述試験	７月中旬 （予定）
三次試験	令和８年8月2日（日） 斑鳩町役場 ※試験時間等は、二次試験の合格者に別途通知します。	・口述試験	８月下旬 （予定）

※第一次試験の合否は、登録されたメールアドレスに、合否結果メールにて通知します。
※第二次試験の合否は、斑鳩町役場ホームページに受験番号を掲載し合格者のみ郵送で通知します。
※第三次試験の合否は、受験者全員に郵送で通知します。

３　受験申込手続

インターネット（電子申請）による受付

【申込受付期間】令和８年６月１日（月）～令和８年６月２２日（月）

申込方法	１　斑鳩町のホームページ（https://www.town.ikaruga.nara.jp/）の「職員採用試験案内」から「斑鳩町オンライン申請サービス」に接続し、画面の指示に従って申請画面へ進んでください。 ２　利用者登録をしていない方は「新規登録」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ＩＤ、パスワード等必要事項を登録してください。 **ＩＤ、パスワードは必ず控えをとっておいてください。** ３　登録したＩＤ、パスワードによりログインし、受験申込みを行ってください。「申込完了」の画面が表示されると申請完了です。 ４　受験申込後、自動配信により申込完了通知メールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず総務課まで電話でお問い合わせください。 ※「ikaruga-nara@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるよう、各自で設定を確認してください。 ５　受験申込後、「斑鳩町職員採用試験エントリーシート」を提出してください。提出方法は、次ページをご覧ください。 ６　第一次試験受験者（エントリーシート提出者）には、６月下旬に合否結果メールを送信します。６月３０日（火）までに合否結果メールが届かない場合は、総務課までお問い合わせください。 ※上記期限以降の問合せについては、対応できない場合があります。
注意事項	１　二次試験にご持参いただく受験票を印刷するために、**プリンタが必要になります。印刷ができる環境をご準備ください。** ２　受付期間中は２４時間申込みを行うことができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害によりやむを得ずシステムの運用停止・休止等を行うことがありますので、期日に余裕を持って申込みをしてください。 ３　使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。また、トラブルにより申込が完了しなかった場合においても、追加受付等は行いません。 ４　期日までに、斑鳩町職員採用試験エントリーシートの提出がされない場合、受験を辞退したものとみなします（個別に提出確認は行いません）。

※この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
※提出書類等により取得した個人情報は今回の採用試験実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。

４　提出・持参するもの

【一次試験】

（１）令和８年度　斑鳩町職員採用試験エントリーシート

様式は、斑鳩町ホームページ（https://www.town.ikaruga.nara.jp/）に掲載しています。

斑鳩町職員採用試験委員会宛に、**6月２２日（月）（必着）まで**に郵送等で提出してください。

郵送時のトラブル（紛失・遅延）による不着について、当方では一切の責任を負いかねます。

【送付先】〒６３６－０１９８
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目７番１２号
斑鳩町職員採用試験委員会（斑鳩町役場総務課内）

【二次試験】

（１）受験票

一次試験合格通知メールの内容にしたがって、受験票をプリントアウトし、写真（最近６か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦４ｃｍ、横３ｃｍのもの）を貼り、本人署名欄に署名をしたうえで、二次試験当日に持参してください。

【三次試験時】

（１）卒業証明書または卒業見込証明書
（２）資格取得証明書または資格取得見込証明書

原本を持参してください。資格取得証明書は、当日、写しをとり、原本を返却します。

５　注意事項

①　最終学歴（卒業見込みを含みます。）に応じた区分で申し込んでください。異なる区分での受験や、受験資格がないこと、受験申込の記載事項が正しくないことが判明した場合は、受験または合格を取り消すことがあります。
②　現住所と異なる居所に滞在されている場合は、必ず連絡先を記入してください。
③　日本国籍を有しない方は、「斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する要綱（平成３１年３月斑鳩町要綱第２１号）」をご覧いただき、了解のうえ、試験の申込みをしてください。

＜会場実施試験の注意＞
①　試験会場内で、携帯電話等は使用できません。
②　受付時間に遅刻した場合は、原則として受験できません。
③　試験会場への自動車での来場、会場付近への駐車は禁止します。試験会場へは、徒歩または公共交通機関を利用してください。

６　試験結果の開示等

試験結果の開示を希望する方は、試験結果発表後、本人であることを証する書類（運転

免許証、旅券など、公的機関等が発行した顔写真付のもの）を受験者本人が総務課へ持参し、開示を申し出てください。（土曜日・日曜日・休日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

開示内容は、本人の得点のみとします。

※合否結果に関する問合せには、一切お答えできません。

７　給与その他（令和８年４月１日現在）

現行の初任給月額は下表のとおりです。このほか、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの条件に応じて支給します。

職種	区分	初任給月額	その他
全職種	大学（上級）	241,280 円	地域手当※を含んだ額です。 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算される場合があります。
	短大（中級）	225,160 円	
	高校（初級）	208,312 円	

※地域手当は、給料の月額に 100 分の 4 を乗じて得た額で算出しています。

８　最終合格発表から採用まで

（１）最終合格者は、三次試験合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和８年１０月１日に採用の予定です。

（２）最終合格者以外に、成績上位者から補欠合格者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退が生じた場合は、補欠合格者の成績上位者から最終合格者の繰上補充を行います。

（３）採用候補者名簿の有効期限は、合格者に対して文書にて通知します。

（４）最終合格者のうち、卒業見込みの人については令和８年９月３０日までに卒業できなかった場合、資格を必要とする職種の人については令和８年９月３０日までに資格取得できなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。

（５）受験資格がないことおよび試験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

９　災害時等の対応

会場実施での試験日に、災害その他の事由によりやむを得ず試験時間の変更または試験日を延期することがあります。試験時間の変更等を決定した場合は、斑鳩町ホームページに掲載します（個別に連絡はしません）。

１０　試験会場の案内

〇試験会場　斑鳩町役場（斑鳩町法隆寺西３丁目７番１２号）

〇来場手段　徒歩の場合：ＪＲ大和路線法隆寺駅から徒歩約２０分

バスの場合：ＪＲ大和路線王寺駅北口発、奈良交通「法隆寺前」「国道横田」方面行きに乗車、「斑鳩町役場」バス停下車すぐ

斑鳩町における外国人職員の従事する職に関する要綱

平成 31 年 3 月 29 日
要綱第 21 号

（目的）

第１条　この要綱は、本町の職員の職のうち日本国籍を有しない者（以下「外国人職員」という。）の従事する職について、必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を確保することを目的とする。

（基本原則）

第２条　外国人職員については、公権力の行使にあたる業務又は公の意思形成に参画する職には従事できないものとする。

（公権力の行使にあたる業務）

第３条　前条の「公権力の行使にあたる業務」とは、次に掲げる業務とする。

（１）町民の権利や自由を制限する業務

（２）町民に義務や負担を課す業務

（３）町民に対して強制力をもって執行する業務

（４）前各号に掲げるもののほか、公権力の行使に該当する業務

（公の意思形成に参画する職）

第４条　第２条の「公の意思形成に参画する職」とは、斑鳩町の行政において、企画、立案、決定等に関与する次に掲げる職とする。

（１）専決の権限を有する課長相当以上の職（企画、立案、決定等に関与する業務に従事する蓋然性が低い職を除く。）

（２）斑鳩町の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等をいう。）に携わる職

（公平委員会への意見聴取）

第５条　任命権者は、この要綱の規定を改廃しようとするときは、必要に応じて、あらかじめ公平委員会の意見を聴くものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、外国人職員の従事する職に関し必要な事項は、任命権者が定める。